

第9節 化学物質対策

1 ダイオキシン類対策

(1) ダイオキシン類汚染の概況

ア ダイオキシン類に係る大気汚染の状況

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視を実施しており、平成13年度のダイオキシンに係る大気環境モニタリングは、地域内10箇所で年間4回実施し、全ての測定局において環境基準（0.6pg-TEQ/m³）を満たしている。

イ ダイオキシン類に係る水質汚濁の状況

水質については、平成13年度は河川11地点、海域9地点で調査を実施しており、すべての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準を満たしている。

底質については、平成13年度は河川11地点で調査を実施しており、すべての地点でダイオキシン類に係る底質環境基準を満たしている。

(2) 講ずる施策

環境汚染の状況を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき常時監視を実施する。

また、同法に基づき、廃棄物焼却炉等が大気基準対象施設として、また、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設等が水質基準対象施設として定められており、施設の設置者には、設置の届出、排出基準の遵守、排出ガス・燃え殻・ばいじん・排出水の測定の義務が課せられている。そのため、施設の設置の届出時にダイオキシン類の発生抑制等を指導するとともに、立入検査を実施し、施設の管理状況や排出基準への適合状況等の確認を行い、排出規制基準の徹底、施設の改善指導等を行う。

2 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)対策

(1) 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)の概況

ア 大気

平成13年度は、9地点において、PCB、ヘキサクロロベンゼン、クロルデンの3物質について調査を実施し、全地点において3物質が検出された。

環境省調査結果と比べると、PCBについてはやや高い地点も見られたが、他の物質については全て範囲内であった。

イ 水質及び底質

平成13年度は、6河川、12地点で、PCB、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、4-t-オクチルフェノール、ノニルフェノール、ビスフェノールA、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジ-n-ブチル、アジピン酸-2-